

# 上尾市市民活動推進計画

平成 22 年 2 月

上尾市企画財政部  
自治振興課

# 上尾市市民活動推進計画

## I 計画策定の趣旨と位置づけ

### 1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、地方分権の推進、金融・経済を中心とした国際化の進展、地球規模で深刻化する環境問題など、私たちを取り巻く社会情勢は日々大きく変動しています。

市民一人ひとりの持つ価値観は多様化し、社会的なサービスに対する要求も複雑化する中で、公共サービスを行政が中心になって担うこれまでのシステムの限界が指摘されています。

一方、市民による自発的・自主的な社会貢献活動は、福祉、環境、子育て、国際交流など各分野、領域を超えて、近年活発に展開されるようになりました。

上尾市内においても、多くの団体が多彩な活動を行っており、市民が主体となり、自らのまちや暮らしを豊かにしようとする取り組みは、「新たな公共の担い手」として重要な意義をもつものと考えられています。

本計画は、市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進め、「新しい公共サービス」を提供するシステムを構築することを目標とします。

協働とは、

市民活動団体と行政など各主体が、明確な目的を共有し、お互いの特性や立場を理解した上で対等な関係に立ち、対話と合意を重視して社会的課題解決のために協力することをいいます。

### 2 計画の位置づけと目標年次

本計画は、上尾市第4次総合計画（平成13年度～22年度）における目標別方針「市民と築く 開かれたまち」の目標別計画「市民参画」を実現するために策定するものです。

目標年次は、平成25年度までの5年間とし、中間年の平成23年度に、同年からスタートする第5次総合計画にあわせて、見直しを行います。

### 3 計画の対象

本計画は、公益的な市民活動を行い、または行おうとする全ての市民を対象とします。

本計画における市民活動とは、市民が主体となって行う自主的、自発的な社会貢献活動で、営利を目的にしないものをいいます。

また、市民活動をしているNPOやボランティア団体等を市民活動団体といいます。

#### NPO NPO法人とは

NPOは、**Nonprofit Organization** の略で「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とした団体ではないという意味です。

平成10年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）は、市民活動団体に対して一定の要件のもとに法人格を与えることで、市民活動をより活発にしようということを目的とした法律です。NPO法にもとづいて法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

#### NGOとは

NGOは、非政府組織 **Nongovernmental Organization** の略で、一般的にはNPOとほぼ同じ意味ですが、「非営利性」より「非政府性（政府からの独立性）」を強調するとき、NPOと区別されて使用されることが多いようです。

環境や人権・平和、開発、教育、保険医療などの分野で、政府から独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使います。

## II 基本構想

### 1 市民活動推進・協働の現状と課題

市民活動を推進し、同じく公益を担う機関・組織として市民活動団体と行政がより良い連携と協力を進めるための課題を整理しました。

#### ① 市民活動団体を広く市民に周知すること

市民活動団体の存在や活動内容については、一般にはまだまだ知られていません。

平成21年5月に実施した「市民活動団体に関するアンケート調査」（以下、アンケート調査という）では、行政からの協力・支援を望むことについての問い（複数回答）には、「一般市民に市民活動団体の活動への理解と参加を促すための啓発・広報」が、回答のあった75団体中28件と2番目に多い回答でした。

また、市民活動支援センターに必要な機能についての問い（複数回答）には、「新たに市民活動に参加したい人と、市民活動団体を結ぶコーディネート機能」

が34件と最も多くの回答がありました。

市民活動団体の存在を広く市民に周知するとともに、市民活動に参加したい市民のための相談窓口の整備など、市民と市民活動団体を結びつける仕組みづくりが必要です。

## ② 市民活動団体と行政の相互理解を深めること

市民活動団体と行政が、良好な関係を築くためには、相手の活動状況や組織などお互いのことをもっと知りあうことが重要です。

アンケート調査では、市民活動支援センターに必要な機能についての問い（複数回答）には、「市民活動ネットワークの中核となる総合センター機能」が29件と2番目に、「市民活動団体と市民、他団体、企業、行政等の連携を広げる交流センター機能」が19件と3番目に多く挙げられました。

相互理解の前提がなければ、協働のシステムづくりは進みません。市民活動団体と行政との関係に止まらず、一般市民や大学、企業など様々なセクターが協働、連携できるネットワークを構築することが必要です。

## ③ 市民や市民活動団体の自主性・自発性を高めること

公共サービスは行政が中心となって進めるこれまでのシステムでは、市民が自ら発案し、実践する主体的・自発的活動はなかなか生まれてきません。

また、アンケート調査では、活動上困っていることへの問い（複数回答）に対して、新メンバーの加入が進まないが33件と最も多く、次いでメンバー不足が28件、リーダーや後継者の育成が22件あり、人材問題で困っているとの回答が多数を占めました。次いで活動資金不足と、活動の拠点確保が困難との回答が同じく19件と多く寄せられ、「人材、資金、場所」が市民活動団体の負担や足かせとなっている現状が浮かび上がりました。

行政の持つ情報の公開をさらに進め、市政への市民参画を推進するとともに、市民活動団体と行政の役割分担を整理し、市民活動団体の活動を活性化して自主性・自発性を高める支援策を展開していく必要があります。

## 2 将来社会像

本計画を通じて、実現したい社会像を次のように定めます。

**みんなの思いと力をひとつに結ぶ 協働のまち あげお**  
～ 市民一人ひとりが自己実現できるまちづくり ～

さまざまな社会的な組織が、協力・連携していくことで地域の課題を解決し、

市民一人ひとりが他の市民と思いを共有することにより、自ら望む暮らしを創造していきます。

また、市民活動への参加は、一人ひとりの市民が社会に貢献していることの実感を得たり、生きがいを見つけることにも通じます。

### Ⅲ 基本計画

#### 1 市民活動団体の広報支援

##### ① 基本的な方針

実際に市民活動に参加している人はまだまだ少数です。「参加の方法が分からない」「誰が、どんな活動をしているか分からない」ことが、市民活動への参加を阻む大きな要因となっています。反対に市民活動団体の側では、多くの市民の参加を求めています、「参加したい人」がどこにいて、どうすれば情報を届けられるか分からずに困っています。

そのため、広く市民に市民活動団体の活動内容等を紹介し、活動の輪を広げるための広報活動を推進します。

また、多くの市民が新たに活動に参加するための手がかりとなる機会や、参加したい市民の掘り起こし、相互の交流を図るための場の提供などを通じて、市民活動団体の活動支援策を講じていきます。

##### ② 基本的な施策

- ・ 行政がもつ広報媒体を有効に活用することで、市民活動団体を広く市民に周知していきます。
- ・ 活動の場が重複する地域コミュニティとの連携や協力を推進する仕組みを整え、市民活動団体の地域住民への認知度を高めます。
- ・ 今後の市民活動において大きな役割を担うと期待されるシニア世代を、市民活動への参加を促す取り組みを推進します。

#### 2 市民・市民活動団体と行政の情報共有

##### ① 基本的な指針

人と人との間の信頼関係は、お互いを理解し、信用することから成り立ちます。同じように、市民活動団体と行政との関係においても、まず相手の状況や姿勢をよく知ること、知ってもらう事が信頼関係を築くために非常に重要なことです。

そのため、行政は、必要な情報を分かり易く提供するとともに、市民活動団体からの情報も積極的に受け入れて活用を図ります。相互が情報を広く共有することにより、良好な信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進してい

きます。

## ② 基本的な施策

- ・ 上尾市の市政情報や、新たな制度や施策に関する情報などを、よりわかりやすく市民・市民活動団体に公開していきます。
- ・ 市民活動団体に関する情報の収集を強化し、行政のみならず市民・市民活動団体、大学や企業など誰でも活用できる情報データベースとして整理します。
- ・ 市民や市民活動団体等と行政が、情報や意見を交換する機会を増やします。

## 3 協働のための組織・活動支援

### ① 基本的な方針

大きな社会変化の中で、行政だけでは解決できないさまざまな課題が発生しています。そうした課題を解決するためには、市民自身が制度や既存の枠組みを超えて自発的に問題解決について考え、行動する必要があります。市民と行政がお互いに「できること」「やりたいこと」を持ち寄って、「もっといい解決方法」を探ることが必要です。

それには、市民活動に対する期待や要望に十分応え得るよう市民活動団体の組織基盤を強化する必要があります。市民活動団体にとって必要な人材、資金、活動場所等の社会資源の有効活用を図り、円滑な組織運営・活動が展開できるよう適切な支援策を講じていきます。

### ② 基本的な施策

- ・ 市民活動を総合的にサポートするための支援センターを整備します。
- ・ 新たな助成制度の検討や既存制度の活用を進め、効果的な財政支援を行います。
- ・ 屋内外の多様な市民活動を支援するため、既存の公共施設の有効利用や空き店舗等の民間施設の活用など活動の場の拡充を推進します。

## IV 計画の推進に向けて

### 1 市職員の意識改革と政策形成能力の向上

市民と行政が協働して「まちづくり」を進めるためには、市職員が市民活動団体を知ること、そして理解することが重要です。

そのため、協働に関する知識習得のための研修や、市民活動団体との現場研修などを通じて職員の意識改革を図ります。

また、協働の観点から新規事業の企画立案や、既存事業の見直しが図れるよう職員の政策形成能力の向上に努めます。

## 2 協働推進のための機関の設置

基本計画で計画した協働を実現するためには、担当部署の個別な取り組みだけでなく、全庁的な推進体制を整えることが不可欠です。

そのため、市民活動を推進し、協働のまちづくりを進めるために組織横断的な調査検討機関を設置し、協働事業に関する情報の共有化、各協働事業間の連携・調整、また協働事業の成果の検証等を行います。

また、市民活動団体のみならず、企業や大学、地域コミュニティ等との複合的な協働のあり方についても検討します。

## 3 市民活動支援センターの整備

市民活動を総合的にサポートするため支援センターを整備します。

センターは、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動の支援・促進及び市民との協働の推進を図ることを目的に、市民活動に関する情報の収集及び提供や、相談窓口、市民と市民活動団体との交流事業、研修、協働に関する調査・研究などを行います。

また、センターの円滑な運営を図るため、学識経験者や市民活動経験者等から構成する運営委員会を設置します。